

業務及び財産の状況に関する説明書
【平成 29 年 3 月期】

この説明書は、金融商品取引法第 46 条の 4 の規定に基づき、全ての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するために作成したものです。

PWM日本証券株式会社

目 次

I.	当社の概況及び組織に関する事項	- 2 -
1.	商号	- 2 -
2.	登録年月日（登録番号）	- 2 -
3.	沿革及び経営の組織	- 2 -
4.	株式の保有数の上位 10 位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合	- 3 -
5.	役員 の氏名又は名称	- 3 -
6.	政令で定める使用人の氏名	- 3 -
7.	業務の種別	- 3 -
8.	本店その他の営業所の名称及び所在地	- 4 -
9.	他に行っている事業の種類	- 4 -
10.	苦情処理および紛争解決の体制	- 4 -
11.	加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称	- 5 -
12.	会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号	- 5 -
13.	加入する投資者保護基金の名称	- 5 -
II.	業務の状況に関する事項	- 6 -
1.	当期の業務の概要	- 6 -
2.	業務の状況を示す指標	- 7 -
III.	財産の状況に関する事項	- 9 -
1.	経理の状況	- 9 -
2.	借入金の主要な借入先及び借入金額	- 12 -
3.	保有する有価証券の取得価額、時価及び評価損益	- 12 -
4.	デリバティブ取引の契約価額、時価及び評価損益	- 13 -
5.	財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無	- 13 -
IV.	管理の状況	- 14 -
1.	内部管理の状況の概要	- 14 -
2.	分別管理等の状況	- 15 -
V.	連結子会社等の状況に関する事項	- 16 -

I. 当社の概況及び組織に関する事項

1. 商号

PWM日本証券株式会社

2. 登録年月日（登録番号）

平成 19 年 9 月 30 日（関東財務局長（金商）第 50 号）

3. 沿革及び経営の組織

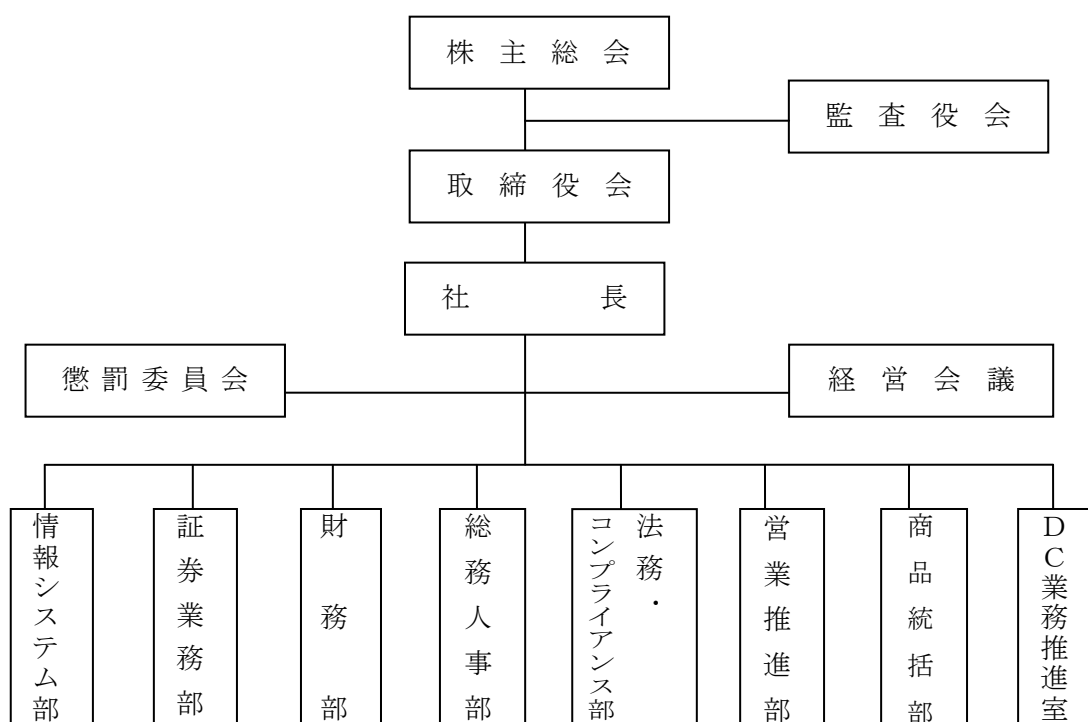
(1) 会社の沿革

年月	沿革
平成 11 年 4 月	エル・ピー・エル・ファイナンシャルサービス株式会社設立
平成 11 年 9 月	エル・ピー・エル日本証券株式会社に商号変更
平成 11 年 11 月	証券業登録
平成 19 年 9 月	金融商品取引法施行に伴い金融商品取引業者として登録
平成 21 年 6 月	PWM日本証券株式会社に商号変更
平成 27 年 4 月	東京都中央区京橋二丁目 14 番 1 号に本店移転

(2) 経営の組織

当社の経営組織の概要は次のとおりです。

（平成 29 年 4 月 1 日現在）



4. 株式の保有数の上位 10 位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び
 総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

氏名、商号又は名称	持株数	割合
1. プラネット・リソーシズ・グループ・エスジー	110,616 株	100.00%
合計	110,616 株	100.00%

(注) プラネット・リソーシズ・グループ・エスジーの持株数には議決権を有しない A 種株式
 が 27,444 株含まれています。

5. 役員の氏名又は名称

(平成 29 年 6 月 30 日現在)

役職名	氏名	代表権の有無	常勤・非常勤の別
取締役会長	エヤル・アグモニ	有	非常勤
取締役社長	青木 英樹	有	常 勤
取締役	坂本 乗寛	無	常 勤
監査役	水間 信勝	----	常 勤
監査役	三井 拓秀	----	非常勤
監査役	畑尾 和成	----	非常勤

(注) 監査役 三井 拓秀、畑尾 和成は会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。

6. 政令で定める使用人の氏名

金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する者の氏名

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

氏 名	役 職 名
橋本 眞	執行役員 法務・コンプライアンス部長 / 内部管理統括責任者

7. 業務の種別

(1) 金融商品取引業（金融商品取引法第 2 条第 8 項）

- ① 有価証券の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下同じ。）
- ② 有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理
- ③ 取引所金融商品市場（外国金融商品市場を含む。）における有価証券の売買等の
 委託の媒介、取次ぎ又は代理
- ④ 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ⑤ 上記①～④の行為に関して、顧客からの金銭・証券・証書の預託を受けること
- ⑥ 社債・株式等の振替に関する法律に基づく振替口座の開設を受けて、振替を行う
 こと

(2) 金融商品取引業に付随する業務（金融商品取引法第 35 条第 1 項）

- ① 有価証券に関する顧客の代理業務
- ② 受益証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払いに係る代理業務
- ③ 累積投資契約の締結業務
- ④ 有価証券に関連する情報の提供又は助言業務
- ⑤ 他の金融商品取引業者等の業務の代理

8. 本店その他の営業所の名称及び所在地

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

名称	所在地
本店	〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目 14 番 1 号

9. 他にしている事業の種類

- (1) 保険業法第 2 条第 2 6 項に規定する保険募集に係る業務
- (2) 確定拠出年金法第 2 条第 7 項に規定する確定拠出年金運営管理業

10. 苦情処理および紛争解決の体制

- (1) 金融商品取引契約（金融商品取引法第 3 4 条第 1 項に規定する金融商品取引契約をいう。）の締結及びこれに付随する業務、さらに当社が金融商品仲介業者へ委託している業務に関するお客様のご意見及び苦情・ご相談は、法務・コンプライアンス部にて受け付けしております。

苦情相談窓口 法務・コンプライアンス部 03-3561-4104

- (2) 苦情の申出を受けた場合、遅滞なく法務・コンプライアンス部長に報告され、関係各部長および金融商品仲介業者・担当者等と協力して苦情・紛争等の解決に努める等、適切な処置を講じております。
- (3) 金融商品取引法上の業務に関する苦情等の解決については、社内措置を講じるほか金融商品取引法第 3 7 条の 7 第 1 項第 1 号ロに規定する苦情処理措置及び紛争解決措置として、日本証券業協会に必要な相談を行うと共に、お客様には特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用することをご案内いたしております。

紛争解決手続き実施基本契約を締結している指定紛争解決機関
特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)
電話：0120-64-5005 平日 9:00～17:00 (除く土日祝日)

11. 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称
日本証券業協会 (加入日：平成 11 年 11 月 30 日) 日証協第 518 号
12. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号
該当ありません。
13. 加入する投資者保護基金の名称
日本投資者保護基金 (加入日：平成 11 年 11 月 8 日) 基金第 255 号

II. 業務の状況に関する事項

1. 当期の業務の概要

<市況環境>

当期におけるわが国経済は、英国のEU離脱選択、米国の政権交代、中国経済の構造調整等の海外要因の変化がありましたが、全般的には穏やかな拡大傾向を辿りました。住宅投資は日本銀行のマイナス金利政策の恩恵を受けて拡大基調となりました。企業部門は、年度後半より、先進国経済の穏やかな回復を背景に輸出が増加基調となり、設備投資を下支えしました。個人消費は、雇用環境の改善、企業収益の好調等があったものの、賃金の上昇が見られず、力強さに欠けました。

このような経済状況を反映し、前期末 16,758 円 67 銭だった日経平均株価は、主に海外要因から年度前半は乱高下する展開となりました。特に 6 月には、英国でEU離脱の是非を問う国民投票が実施され、事前予想に反し離脱が決定すると、株価は大きく下落しました。また、11 月に実施された米国大統領選挙では、メディアの予想に反しトランプ候補が当選したため、株価は一時的に大きく下落しましたが、その後は新大統領の政策期待等から、株高・円安が同時進行しました。平成 29 年に入ってから、再び円高の進行が見られたため、株価の続伸は抑えられ、年度末の日経平均株価は 18,909 円 26 銭となりました。

<事業の概況>

このような経営環境のもと、当社はNISA口座開設の推進を行いながら既存ビジネスであるIFA(独立系ファイナンシャル・アドバイザー)へのサポート業務を維持しつつ、継続して投資信託販売に特化しております。当事業年度における当社の投信販売は依然として市場の動向に連動する側面が強く、2016年2月半ばの円高、原油安による株式市場下落の影響を受け、2016年4月から第1四半期の販売量、販売手数料は低調なスタートとなりました。一方で預り資産残高については当社が推奨する積立型長期資産運用の推奨が着実に根付いており、増加傾向となっております。

以上の結果、当事業年度の営業収益は 1,400 百万円(前期比 14.0%減)となりました。一方、販売費・一般管理費は 1,357 百万円(同 7.6%減)となり、差し引き営業利益は 43 百万円(同 72.9%減)となりました。

また、税効果会計における繰延税金資産の減算により法人税等調整額を 53 百万円計上したため、当期純損失は 14 百万円(同 113.2%減)となりました。

2. 業務の状況を示す指標

(1) 経営成績等の推移

(単位：百万円)

	第 16 期 (平成 27 年 3 月)	第 17 期 (平成 28 年 3 月)	第 18 期 (平成 29 年 3 月)
資本金	3,000	3,000	3,000
発行済株式総数	110,616 株	110,616 株	110,616 株
営業収益	1,505	1,645	1,400
受入手数料	1,443	1,600	1,379
(募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料)	805	892	646
(その他受入手数料)	637	708	733
トレーディング損益	60	28	20
(債券等)	60	28	20
純営業収益	1,498	1,645	1,400
経常損益	207	138	43
当期純損益	196	111	△14

(2) 有価証券引受・売買等の状況

① 株券の売買高の推移

当社は株式を取扱っておりません。

② 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

(単位：百万円)

	第 16 期 (平成 27 年 3 月)	第 17 期 (平成 28 年 3 月)	第 18 期 (平成 29 年 3 月)
売出しの取扱高	341	182	3
私募の取扱高	1,741	1,024	557
投資信託の売出し取扱高	53,669	61,330	52,340

(3) その他業務の状況

	第 16 期 (平成 27 年 3 月)	第 17 期 (平成 28 年 3 月)	第 18 期 (平成 29 年 3 月)
確定拠出年金	受託社数	受託社数	受託社数
運営管理業	31 社	33 社	33 社

(4) 自己資本規制比率の状況

(単位：百万円)

	第16期 (平成27年3月)	第17期 (平成28年3月)	第18期 (平成29年3月)
自己資本規制比率 (A/B×100)	180.0%	191.5%	202.2%
固定化されていない自己資本 (A)	615	744	716
リスク相当額 (B)	341	388	354
市場リスク相当額	10	3	3
取引先リスク相当額	23	17	23
基礎的リスク相当額	307	366	327

(5) 使用人及び外務員の総数

(単位：名)

	第16期 (平成27年3月)	第17期 (平成28年3月)	第18期 (平成29年3月)
使用人	114	97	62
(うち外務員)	105	92	57

III. 財産の状況に関する事項

1. 経理の状況

貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	第 17 期	第 18 期	科 目	第 17 期	第 18 期
	平成 28 年 3 月 31 日現在	平成 29 年 3 月 31 日現在		平成 28 年 3 月 31 日現在	平成 29 年 3 月 31 日現在
流 動 資 産	1,643	2,236	流 動 負 債	866	1,473
現金・預金	397	734	顧客からの預り金	600	1,016
預託金	522	890	その他の預り金	138	314
前払費用	8	12	未払金	67	100
未収金	501	550	未払費用	35	27
その他有価証券	3	22	賞与引当金	10	4
約定見返勘定	133	1	役員賞与引当金	0	-
繰延税金資産	78	25	リース債務	-	1
その他流動資産	0	0	未払消費税等	1	1
貸倒引当金	△1	△0	未払法人税等	11	9
固 定 資 産	179	187	固 定 負 債	26	34
有形固定資産	20	21	退職給付引当金	26	27
器具・備品	20	12	リース債務	-	7
リース資産	-	8			
			負 債 合 計	892	1,508
			純 資 産 の 部		
無形固定資産	36	43	株 主 資 本	931	916
ソフトウェア	36	43	資本金	3,000	3,000
投資その他の資産	123	123	利益剰余金	△2,068	△2,083
関係会社株式	85	85	その他利益剰余金	△2,068	△2,083
長期差入保証金	33	33	評 価 ・ 換 算 差 額 等	0	△0
繰延税金資産	4	4	その他有価証券評価差額金	0	△0
その他	0	-			
貸倒引当金	△0	-	純 資 産 合 計	931	916
資 産 合 計	1,823	2,424	負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,823	2,424

損 益 計 算 書

(単位：百万円)

科 目	第 17 期 自平成 27 年 4 月 1 日 至平成 28 年 3 月 31 日		第 18 期 自平成 28 年 4 月 1 日 至平成 29 年 3 月 31 日	
	(中科目)	(大科目)	(中科目)	(大科目)
営 業 収 益		1,645		1,400
受 入 手 数 料	1,600		1379	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	28		20	
金 融 収 益	15		0	
金 融 費 用		-		0
純 営 業 収 益		1,645		1,400
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		1,469		1,357
取 引 関 係 費	73		63	
人 件 費	1,147		994	
不 動 産 関 係 費	104		124	
事 務 費	84		90	
減 価 償 却 費	16		23	
租 税 公 課	10		13	
貸 倒 引 当 金 繰 入 れ	△0		△0	
そ の 他	33		46	
営 業 損 益		175		43
営 業 外 収 益		2		1
営 業 外 費 用		38		0
経 常 損 益		138		43
特 別 損 失		5		0
固 定 資 産 除 却 損	0		0	
損 害 賠 償 費 用	5		-	
税 引 前 当 期 純 損 益		133		43
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		12		4
法 人 税 等 調 整 額		9		53
当 期 純 損 益		111		△14

株主資本等変動計算書

第17期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				評価・換算差額等	純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
		その他資本剰余金	その他利益剰余金			
平成27年4月1日残高	3,000	-	△2,180	819	0	820
当期変動額						
当期純利益			111	111		111
株主資本以外の項目の 当期事業年度中の変動額					△0	△0
当期変動額合計	-	-	111	111	△0	110
平成28年3月31日残高	3,000	-	△2,068	931	0	931

第18期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				評価・換算差額等	純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
		その他資本剰余金	その他利益剰余金			
平成28年4月1日残高	3,000	-	△2,068	931	0	931
当期変動額						
当期純利益			△14	△14		△14
株主資本以外の項目の 当期事業年度中の変動額					△0	△0
当期変動額合計	-	-	△14	△14	△0	△15
平成29年3月31日残高	3,000	-	△2,083	916	△0	916

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 54 百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高 41 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式数				
普通株式	83,172	-	-	83,172
A種株式	27,444	-	-	27,444
合計	110,616	-	-	110,616

A種株式の概要は以下のとおりです。

A種株式の株主は、当社の残余財産の分配に際して、他の株式に優先して、当該種類株式の募集の際に、当該種類株式の当初株主が当該種類株式のために払い込んだ金額の総額までの優先分配を受けるものとし、当該種類の株主が上記優先分配金の支払いを受けるまで、他の株主は残余財産の分配を受けることができない。A種株式の株主は、上記優先分配金以外の分配（剰余金の分配を含み、これに限られない。）を受ける権利を有さず、株主総会においても議決権を有さない。

2. 借入金の主要な借入先及び借入金額

該当ありません。

3. 保有する有価証券の取得価額、時価及び評価損益

(トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く)

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	第 17 期(平成 28 年 3 月)			第 18 期(平成 29 年 3 月)		
	取得価格	時価	評価損益	取得価格	時価	評価損益
債券	3	3	0	-	-	-
その他	-	-	-	22	22	0
合計	3	3	0	22	22	0

4. デリバティブ取引の契約価額、時価及び評価損益

(トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。)

(1) 先物取引・オプション取引の状況

該当ありません。

(2) 有価証券店頭デリバティブ取引の状況

該当ありません。

5. 財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無

当社は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、東陽監査法人の監査を受け、監査報告書を受領しております。

IV. 管理の状況

1. 内部管理の状況の概要

(1) コンプライアンス態勢

- ① 当社は設立以来、金融市場の仲介者という重責を担っていることを十分に認識し、コンプライアンスを経営の重要な課題のひとつとして位置づけ、金融商品取引法等の関連法令及び日本証券業協会等の諸規則を遵守し、お客様の利益を最優先に考え、誠実かつ公正な業務の遂行に努めております。
- ② 内部管理態勢の整備に関しては、法務・コンプライアンス部長を内部管理統括責任者とし、金融商品仲介業者および外務員に対する定期研修や臨店等の方法による監査を実施して、法令違反行為等の未然防止やコンプライアンス態勢の確立に努めております。

(2) コンプライアンスの周知

- ① 法令諸規則を遵守させるため、法務・コンプライアンス部が中心となってコンプライアンス態勢の方針を定め、「社内規則、ガイドライン、マニュアル」等の策定・点検・確認作業を行っています。法令諸規則、社内規則等に規定されていない事項に関しては、日本証券業協会に提出した「倫理コード」に照らして、「顧客にとって望ましい勧誘かどうか」を外務員自身が判断するような指導を行っています。
- ② 法務・コンプライアンス部は、「社内規則等」、「倫理コード」に則った業務運営を実現するための具体的な手引書としてコンプライアンスマニュアルを作成しています。また、コンプライアンスの周知を行う手段として、コンプライアンス研修を年2回以上開催し、すべての外務員の受講を必須としております。その他、法令諸規則の改正等については、ホームページや電子メールを利用して周知を行い、外務員が公正な勧誘を実行できる態勢を構築しております。

(3) 売買審査等

法務・コンプライアンス部において、注文の内容がお客様の適合性の原則に合致した取引であるかのモニタリングを実施しております。また、乗換勧誘、短期売買等の取引に関しては日々確認を実施することで、外務員の勧誘がお客様にとって不利益な取引にならないよう点検しております。

(4) 個人情報保護

お客様の個人情報保護に関しましては、個人情報保護規程、個人情報保護方針等を定め、個人情報・個人データの安全管理を徹底しております。

(5) 反社会的勢力の排除

反社会的勢力に対する基本方針を定め、組織的犯罪、資金洗浄(マネーロンダリング)、テロリズムへの資金提供に関与し、犯罪収益等の移転、拡大に利用されないことがないよう、顧客の「反社会的勢力でないことの確認」を随時実施しております。

2. 分別管理等の状況

(1) 金融商品取引法第43条の2の規定に基づく分別管理の状況

① 顧客分別金信託の状況

(単位：百万円)

	平成28年3月31日 現在の金額	平成29年3月31日 現在の金額
直近差替計算基準日の 顧客分別金必要額	511	870
顧客分別金信託額	522	890
期末日現在の顧客分別金必要額	591	857

② 有価証券の分別管理の状況

イ 保護預り等有価証券

有価証券の種類	平成28年3月31日現在	平成29年3月31日現在
債 券	3,698 百万円	3,971 百万円
国内投信受益証券	149,030 百万口	175,604 百万口
外国投信受益証券	251 百万口	473 百万口

ロ 管理の状況

有価証券の種類	会社の管理形態
投資信託受益証券(国内)	顧客有価証券は、株式会社証券保管振替機構(以下、「保管振替機構」という。)にて保管しています。 保管振替機構では、顧客有価証券と会社の有価証券を振替口座簿にて保管管理しています。なお、保管振替機構では、顧客及び会社の有価証券についての明細は有していませんが、顧客の預託分については、「顧客勘定元帳」によって判別できるように管理しております。
投資信託受益証券(海外)	海外の保管機関において混蔵保管している有価証券については、当社の帳簿等により当社の有価証券分と顧客有価証券分とを区分し、「預り有価証券明細簿」により顧客毎の持分が直ちに判別できるように管理しています。

債券（海外）	海外の保管機関において混蔵保管している有価証券については、当社の帳簿等により当社の有価証券分と顧客有価証券分とを区分し、「預り有価証券明細簿」により顧客毎の持分が直ちに判別できるように管理しています。
--------	--

(2) 金融商品取引法第 43 条の 2 の 2 の規定に基づく区分管理の状況
該当ありません。

(3) 金融商品取引法第 43 条の 3 の規定に基づく区分管理の状況
該当ありません。

V. 連結子会社等の状況に関する事項

該当ありません。

以上